

### 第3章 旅客運賃・料金

#### 第1節 通則

(旅客運賃・料金の種類)「規則65」

第44条 旅客運賃・料金の種類は、乗車券類の種類に応じて、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 旅客運賃

- ア 普通旅客運賃
  - 片道普通旅客運賃
  - 往復普通旅客運賃
  - 連続普通旅客運賃
- イ 定期旅客運賃
  - 通勤定期旅客運賃
  - 通学定期旅客運賃

ウ 普通回数旅客運賃

エ 団体旅客運賃

(2) 急行料金

ア 指定席特急料金

イ 自由席特急料金

ウ 普通急行料金

(3) 特別車両料金

(4) 座席指定料金

(旅客運賃・料金の計算方)「規則68」

第45条 旅客運賃は、旅客が実際に乗車する発着区間の営業キロにより計算する。

(営業キロを定めていない区間の旅客運賃・料金の計算方)「規則71」

第46条 営業キロを定めていない区間について旅客運賃・料金を計算する場合は、次の各号による。

(1) 駅と駅との中間に旅客の乗降を認めるときは、その乗降場の外方にある駅発又は着の営業キロによる。

(2) 車内において乗車券類の発売その他の取扱いをする場合で、その取扱区間の起点又は終点が当該列車の停車駅と停車駅との中間にあるときは、その外方にある停車駅を起点又は終点とした営業キロによる。

(旅客の区分及びその旅客運賃・料金)「規則73」

第47条 旅客運賃・料金は、次に掲げる年齢別の旅客の区分によって、この規則の定めるところにより、その旅客運賃・料金を収受する。

大人 12歳以上の者

小児 6歳以上12歳未満の者

幼児 1歳以上6歳未満の者

乳児 1歳未満の者

2 前項に規定する幼児又は乳児であっても、次の各号の1に該当する場合は、これを小児とみなし、旅客運賃・料金を収受する。

(1) 幼児が、幼児だけで旅行するとき。

(2) 幼児が、乗車券を所持する6歳以上の旅客（団体旅客を除く。）に2人を超えて随伴されて旅行するとき。ただし、2人を超えた者だけ小児とみなす。

(3) 幼児が、団体旅客として旅行するとき又は団体旅客に随伴されて旅行するとき。

(4) 幼児又は乳児が、指定を行う座席を幼児又は乳児だけで使用して旅行するとき。

3 前項の場合の外、幼児又は乳児に対しては、旅客運賃・料金を収受しない。

4 特別車両料金は、旅客の年齢によって区別しない。

（小児の旅客運賃・料金）「規則74」

第48条 小児の片道普通旅客運賃、定期旅客運賃、急行料金又は座席指定料金は、第49条（割引の旅客運賃・料金）に規定する場合を除いて、大人の片道普通旅客運賃、定期旅客運賃、急行料金又は座席指定料金をそれぞれ折半し、10円未満のは数を切り上げ10円単位とした額（以下この方法を「は数整理」という。）とする。

（割引の旅客運賃・料金）「規則74の2」

第49条 割引の旅客運賃・料金は別に定める場合を除き、大人の無割引の旅客運賃・料金又は小児の無割引の旅客運賃・料金から割引額を差し引いて、は数整理した額とする。

2 往復乗車又は連続乗車する場合の割引の普通旅客運賃は、第53条（往復普通旅客運賃又は連続普通旅客運賃）の規定に準じ、各区间ごとに割引額を差し引いて、は数整理した額（割引の適用がない区间については、無割引の片道普通旅客運賃）を合計した額とする。

（旅客運賃・料金の概算収受）「規則75条」 [連規準用]

第50条 車内において旅客運賃・料金を収受する場合は、旅客運賃・料金の概算額を収受する場合がある。

2 前項の規定によって収受した概算額は、会社の駅員配置駅において旅客の申出によって精算する。

(旅客運賃・料金割引の重複適用の禁止)「規則76」 [連規準用]

第51条 旅客は旅客運賃・料金について2以上の割引条件に該当する場合であっても、同一の乗車券類について、重複して旅客運賃・料金の割引を請求することができない。

## 第2節 普通旅客運賃

(大人片道普通旅客運賃)「対キロ区間制」

第52条 大人片道普通旅客運賃は、次の各号に定めるところにより計算した額とする。

(1) 営業キロの計算方

旅客運賃を計算する場合は、発着区間の営業キロによる。

(2) 普通旅客運賃

大人片道普通旅客運賃は、別表第1号に定める額とする。

(往復普通旅客運賃又は連続普通旅客運賃)「規則90」

第53条 往復普通旅客運賃又は連続普通旅客運賃は、次の各号に定めるところとする。

(1) 往復普通旅客運賃は片道普通旅客運賃を2倍した額とする。

(2) 連続普通旅客運賃は各区间ごとに計算した片道普通旅客運賃を合計した額とする。

## 第3節 定期旅客運賃

(定期旅客運賃)「規則95」

第54条 大人の定期旅客運賃は、次の各号に定めるところとする。

(1) 1箇月定期旅客運賃

ア 通勤定期

別表第2号イに定める額

イ 通学定期 (大学・高校)

別表第3号イに定める額

ウ 通学定期 (中学)

別表第4号イに定める額

(2) 3箇月定期旅客運賃

1箇月定期旅客運賃を3倍したものに0.95を乗じて、は数整理した額とする。

(3) 6箇月定期旅客運賃

1箇月定期旅客運賃を6倍したものに0.9を乗じて、は数整理した額とする。

【3箇月、6箇月定期旅客運賃は別表第2号ロ、別表第3号ロ、別表第4号ロに定める額】

(は数となる日数を附加して一括発売する場合の定期旅客運賃)「規則102」

第55条 第32条第2項(定期乗車券の一括発売)の規定により発売する定期乗車券のは数となる日数に対する定期旅客運賃は、別に定める。

#### 第4節 回数旅客運賃

(普通回数旅客運賃)「規則106」

第56条 普通回数旅客運賃は、次のとおりとする。

(1) 大人の普通回数旅客運賃は、その区間の大人片道普通旅客運賃を10倍した額とする。

(2) 小児の普通回数旅客運賃は、その区間の小児片道普通旅客運賃を10倍した額とする。

#### 第5節 団体旅客運賃

(団体旅客運賃)「規則111」

第57条 第34条(団体乗車券の発売)の規定によって団体乗車券を発売する場合は、次の各号によって普通旅客運賃の割引を行う。

(1) 普通団体 10%割引

(2) 学生団体 20%割引

2 学生団体の教職員及び付添人並びに旅行業者の割引率は20%とする。

3 無賃扱人員は、普通及び学生団体において、31人以上50人までのときはうち1人を、51人以上のときは50人までごとに1人を加えた人員とし、運賃を収受しない。

(団体旅客運賃の計算方)「規則112」

第58条 第34条(団体乗車券の発売)の規定により団体乗車券を発売する場合の団体旅客運賃の計算方は、次のとおりとする。

(1) 大人の団体旅客運賃は、その全行程に対する1人当たり大人普通旅客運賃から割引額を差し引いた額をは数整理し、これに団体旅客運賃の収受人員を乗じた額とする。

(2) 小児の団体旅客運賃は、その全行程に対する1人当たり小児普通旅客運賃から割引

- 額を差し引いた額をは数整理し、これに団体旅客運賃の収受人員を乗じた額とする。
- (3) 大人と小児とが混乗する場合の団体旅客運賃は、大人、小児各別に、前各号の規定によって算出した額を合計したものとする。

(実際乗車人員が責任人員に満たない場合の団体旅客運賃・料金)「規則115」

[連規準用]

第59条 第38条(責任人員)の規定による条件をもって運送の引受けをした団体旅客の実際乗車人員(第57条第2項及び3項(団体旅客運賃)に該当する人員を含む。)が責任人員に満たない場合は、実際乗車人員と責任人員に対する不足人員(大人、小児別に責任人員がつけられている団体については、大人、小児別の不足人員。)とによって団体が構成されているものとし、団体旅客運賃・料金を収受する。

- 2 前項の場合で、大人及び小児に責任人員がつけられている団体について、大人又は小児の一方の人員が責任人員より減少し、他の一方が責任人員より超過したときは、その超過人員を加えて計算する。この場合の人員は大人1人を小児2人に、また、小児1人を大人0.5人にそれぞれ換算(換算人員の合計に1人未満のは数が生じた場合は、そのは数を切り捨てる。)して、不足人員から差し引いて計算する。

## 第6節 急行料金

(大人急行料金)「規則125」

第60条 大人急行料金は、営業キロで区分し、次のとおりとする。

- (1) 指定席特別急行料金は、50キロメートルまで310円、51キロメートルを超えるものは、520円とする。
- (2) 特別車両を同時に利用する場合の指定席特別急行料金は、50キロメートルまで210円、51キロメートルを超えるものは、420円とする。
- (3) 自由席特別急行料金は、50キロメートルまで210円、51キロメートルを超えるものは、420円とする。
- (4) 普通急行料金は、50キロメートルまで100円、51キロメートルを超えるものは、210円とする。

(団体旅客に対する急行料金)「規則128」

第61条 団体旅客に対する急行料金は、その旅客運賃収受人員に相当する額とする。

## 第7節 特別車両料金

(特別車両料金)「規則130」

第62条 特別車両料金は、520円とする。

2 大人と小児は同額とする。

(団体旅客に対する特別車両料金)「規則133」 [連規準用]

第63条 団体旅客に対する特別車両料金は、その旅客運賃収受人員に相当する額とする。

## 第8節 座席指定料金

(大人座席指定料金)「規則139の2」

第64条 大人座席指定料金は、100円とする。

(団体旅客に対する座席指定料金)「規則139の5」

第65条 団体旅客に対する座席指定料金は、その旅客運賃収受人員に相当する額とする。